令和５年度　第１回佐賀県消費生活審議会　議事概要

日　時：令和６年１月１８日(木)14：00～16：00
場　所：佐賀県社会福祉会館「Fukku／ふっく」中研修室（２階）

１．　開会

２．　挨拶

古賀県民環境部副部長挨拶

３．　議題

（１）会長代理の選任について

・赤星会長より安西委員を会長代理に指名され、了承される。

（２）第３次佐賀県消費者教育推進計画の策定について

（大野課長）

＜第３次佐賀県消費者教育推進計画の策定について【審議会資料１～３】に沿って説明＞

（赤星会長）

出前講座の数値目標に達していないということであったが、専門部会の中で学校独自で消費者教育を行っているとのことなので、実績に加えてよいのではないか。実態把握が必要。

（領家委員）

県と市町は協力して消費者教育について何か行う機会はあるのか。

（大野課長）

出前講座について連携はしていない。市町は独自で行っている。佐賀市とは、金融リテラシーの観点から３月に実施される佐賀市消費者フェアに佐賀県金融広報委員会のブースを設置するなど協力している。

（領家委員）

連携することで、人材が少ない市町に対して県から補充という形で行うと出前講座が増やせると思う。

（大野課長）

今後、市町の取り組み状況について実態把握し、重なる部分があるのであれば協力していきたい。

（古賀副部長）

民間団体が行った出前講座も実績として盛り込めたらと思う。

（辻村委員）

第 3 次推進計画のアンケートに開催されていることを知らなかったとあるが、3次推進計画期間での周知方法はどのように取り組まれるのか。

（大野課長）

大きなイベントであれば著名なゲストを招いて集客できるが、出前講座は地道に集めるしかない。4月の学校長会や産学懇談会へ出向いて PR をしている。また、消費者教育コーディネーターが家庭科部会や教育センターで案内をしている。さらに、現役世代が消費者教育を受けていないので、前回の審議会専門部会の席上で課題があるとお話したところ、商工会議所から自前のメルマガを活用するなど協力いただけるとのコメントをいただいたため、協力を得て出前講座を周知していきたい。

（赤星会長）

市報に記事が載っているが、見ていない人が多いのではないか。

こんな出前講座があっているのに、受けないというのはいかがなものか。来て話を聞くのが重要である。わが身に迫らないと分からない。大学生については、学習指導要領にも記載されているため、消費者教育を受けたことがないことは無いはずである。もっと、キャッチフレーズをつけるなどして、目を引くような呼びかけをしてほしい。

（古賀副部長）

現役の大学生である井上委員は、何か消費者教育に関する取り組みはしているのか。

（井上委員）

以前、消費者法のゼミに在籍しているとき、佐賀市の消費者フェアで自分達が講師として高齢者向け講座を実施した。また、消費者教育推進リーダー養成講座に積極的に参加している。

（古賀副部長）

高校時代も消費者教育の授業はあったか。

（井上委員）

あったと思う。

（赤星委員）

金融教育は、学校の先生が関心を持っていると、生徒に対して年相応に必要になると教えるとトラブルに巻き込まれないと思う。

（大野課長）

金融広報中央委員会が行った無作為アンケートによると佐賀県の正答率は全国で下から2番目であった。

（松本委員）

この素案をどうみなさんに知らせるか、どう知ってもらえるのかということが重要だと思う。広報の仕方が重要。出前講座のページでは、どれが消費者教育に当てはまるのかというのがわかりにくい。学校長会でのお知らせ時に出前講座の内容が消費教育についてであることを明確にしたほうがよい。

（赤星会長）

学習指導要領には入っているけれども、全部を網羅するには時間が足りない。

（松本委員）

PTA など多くの人に出前講座が目に付く頻度が増えると知ってもらうきっかけになると思う。

（日焼委員）

詳しい講座の内容はわからないが、自分たちの例をお話ししたい。

講座をテナント事業者向けに開催している。以前はテナント従業員に対して接客やクレーム対応講座を行っていたが、コロナでできなくなった。そこで動画を作成して階層別に短時間（10 分程度）で視聴できるようにし、Youtube で配信して各自で学習できる機会を増やしている。

動画の方がキチンとまとまっていて理解しやすいのでは。

（赤星会長）

前段で動画を見せてから、動画の感想などを聞きながら講座を始めるのもよい。

（大野課長）

Youtube などに掲載する方法について考えていきたい。

（松本委員）

Youtube だと、再生回数がわかるので、どれくらいの人が見たかわかるところが良い。

（井上委員）

実現できるかはわからないが、佐賀大学から学生にメールが配信されている。出前講座についても、ZOOM の URL を添付し、お知らせするという方法もある。

（領家委員）

佐賀県内で実際にあったトラブル事例など身近にあった事の方が皆さん興味を持つのではと思う。

（赤星会長）

年 4 回発行のくらしの安全安心だよりの事例はリアリティがあってよい。ただ、紙質をもっと上質にしてはどうか。また、第 3 次消費者教育推進計画は、完成したら冊子にして終わりなのか。

（大野課長）

冊子にする予定はない。HP 上で公開する。

（3）佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例の改正について

（大野課長）

＜佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例の改正について【審議会資料 4 ～ 5】

に沿って説明>

（赤星会長）

全体的な相談件数は減っているが、高齢者の相談割合が高いということか。

（大野課長）

そのとおり。

（赤星会長）

明日は我が身ですから、それを強調されるのは良いと思う。

（牧委員）

県や市町の消費生活センターから以前から情報共有ができていたが、消費生活センターから具体的に出てきている情報を直接頂くことはできなかった。匿名だと思うが、大事な情報を条例改正によりスムーズに頂けるのはありがたいと思う。

条例文案に「その他必要な支援を行うことができる」とあるが、その他必要な支援とは何を指しているのか。

（大野課長）

具体的なところでいえば、審議会資料２（素案）P31 人材育成の支援にあたる。人材育成や色々な団体の活動に対する補助を行っている。新たな支援のかたちは、ご提案があれば協議をしたいと考えている。

（牧委員）

適格消費者団体は、消費者から消費者法違反に近い業者の情報をいただいている。

このような業者の情報をセンターから頂き、2 ケ月に一度、弁護士会消費者委員の先生との会合で特定事業者に対する申し入れの内容について検討をしている。具体的な情報を県から頂けるということなのでありがたいと思っている。

（大野課長）

適格消費者団体の活動は、消費者からの情報提供が活動の元になっているので、一般の方に適格消費者団体である消費者フォーラムの存在やその役割を知っていただくことが必要だと考える。

（赤星会長）

資金的なところも心配している。本県だけでなく消費者問題に取り組んでいるので、報酬は必要だと思う。

適格消費者団体は、疑わしい業者の情報は多いか。

（牧委員）

情報はたくさんあるが、申し入れを行うのに時間がかかる。改善を申し入れても改善に時間がかかることがある。また、疑わしいが、根拠が食い違うなどして慎重になる。件数はこなせていない。

（赤星会長）

相手が特定できないのか。

（牧委員）

相手は特定できるが、のらりくらりとかわされて時間がかかる。

（赤星会長）

簡単でないのは分かる。一層支援がなされることを期待する。

（於保委員）

商工会において、会員（40～70 代女性）を集めて講習会を開くことがある。昨年は悪質商法について講義をしてもらったが、講師の選択について警察にお願いし、身近な例を教えてもらった。会員と話していると、健康に良い、痩せると聞いた商品が効かなかったというトラブルも聞く。実際にこういったトラブルがあっていると聞いてもらうことが大事だと感じている。理解していただくために文字よりも動画を活用するのもよいと思う。

（赤星会長）

何回も何回も聞いて覚えることが大切である。やはり広報が大事だと思う。以前観た啓発動画はわかりやすくて好評であった。

（安西委員）

10 年ほど前に、弁護士の本村氏が解説している啓発動画を作成した。

（大野課長）

出前講座については、動画がキーワードとなってくる。教材を充実させたい。

（赤星会長）

中高生には、動画を前説として見せてはどうか。

（浴本委員）

IT サポートさがでは、ここ 7 年ほど県の支援を受け、動画、漫画などの啓発物を作成している。10 分前後のものが多いため、講座等に利用していただいてよい。広めるということに関して言えば、講座をするだけで終わらず、審議会資料 2（素案）P27 にあるように、学校で学んだ知識を家庭で伝えることが大事であり、講座を行うことで、家庭にもつながるようなシステムにすべきだと考える。

（赤星会長）

紙が大事で、なかなか HP を開かない。そろそろ時間となるが、ほかに意見はないか。

4．　閉会